

# 深谷市環境基本計画 策定方針(案)

令和3年11月2日  
環境課

# 深谷市環境基本計画策定方針

## 1 計画策定の趣旨

本市では、深谷市環境基本条例第8条に基づき、2018年に、目標年次を2027年までの10年間とした「深谷市環境基本計画」（以下、現行計画とする）を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第1項に基づき、2014年3月に「深谷市地球温暖化対策実行計画」を策定・推進することにより、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に努めています。

これまでの間、国内外の社会経済情勢は変化を続け、法制度の改正、新たな課題の出現等、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

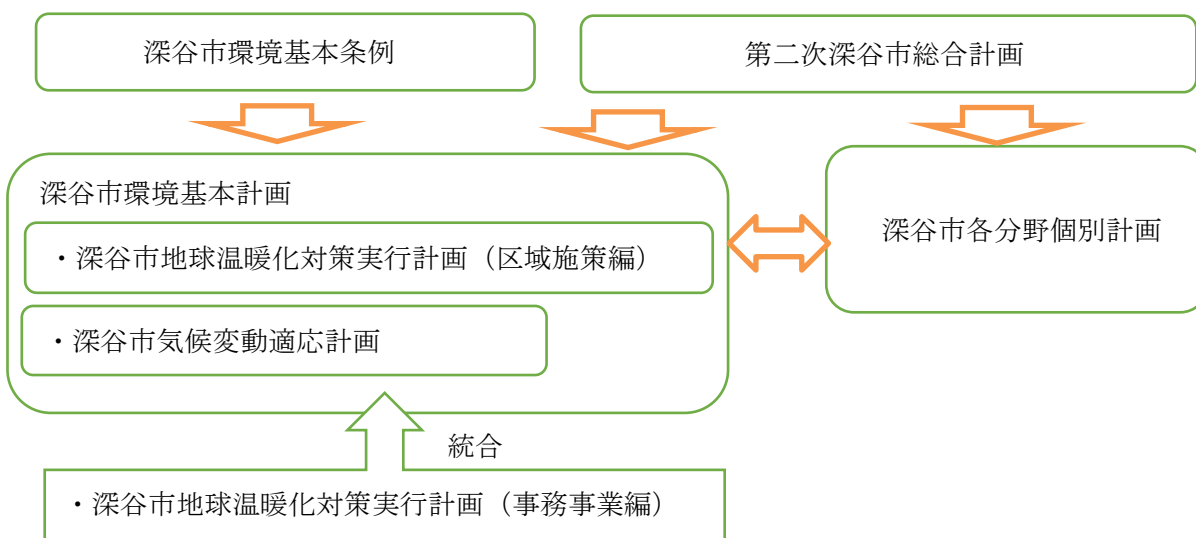
また本市は令和3年1月に『ゼロカーボンシティふかや』宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを公表しました。

そのため、本市のこれまでの取り組み、本市の地域特性や現状に加え、国内外の動向を踏まえ、「深谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「深谷市気候変動適応計画」「深谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を包含した、新たな「深谷市環境基本計画」を策定することを目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、深谷市環境基本条例に基づき策定するもので、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境の保全に関する基本的な計画です。

深谷市総合計画（後期基本計画を含む）や本市の各種政策、分野別計画、国・県の関連計画との整合性を図り、環境保全活動への取り組みなどと連携して、市民・事業者及び行政が一体となり、環境に配慮した施策・計画を策定していきます。



### 3 計画の期間

---

本計画は、計画期間は中長期的（30年程度）な展望を持ち、さらに第二次深谷市総合計画の計画期間との整合性を踏まえながら、2023年から2027年までの5年間とします。

### 4 策定体制

---

#### （1）深谷市環境審議会

深谷市環境基本条例に基づき設置している環境審議会において、計画の策定に向けた審議を行います。

#### （2）市民参加

深谷市環境審議会からの意見のほか、市民や事業所の意見を反映するため、事前に環境に関するアンケート調査を行うとともに、計画案作成時には、パブリックコメントを実施するなど、市民意見の反映に努めながら策定作業を進めます。

#### （3）庁内体制

策定にあたっては、関係部局との連携が必要であることから、庁内策定検討委員会を設置し策定作業を進めます。

5 策定スケジュール

項目	令和3年度									令和4年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
基礎調査の実施																	
(1) 現状の把握、温室効果ガス算定に必要な項目の洗い出し及びその項目について調査	■																
(2) (1)により調査した項目にて温室効果ガス排出量の算出・将来推計の実施					■												
(3) アンケート調査	■ 調査票の作成期間				■ 調査期間	■ 集計・報告書作成期間											
(4) 現行計画の進捗等の検証			■ 調査票の作成		■ 調査・集計												
(5) 環境課題の分析、整理								■									
(6) 施策による効果(温室効果ガス削減量等)の検討																	
計画内容の検討																	
(1) 計画書の編集方針、及び、計画の目標・方向性の検討											■						
(2) 環境施策の検討						■											
(3) 市民や事業者の環境配慮行動指針の検討									■								
(4) 計画の推進に関する検討											■						
計画書の取りまとめ・修正																	
パブリックコメント														■			
策定検討委員会				※①					※②		※③		※④			※⑤	
環境審議会				※①					※②		※③		※④				※⑤

- ※① 顔合わせ及び環境基本計画の概要、アンケート調査内容について
- ※② 現行計画の進捗報告、アンケート結果報告
- ※③ 骨子案の報告、施策案の報告
- ※④ 素案の報告
- ※⑤ 最終会議